

一面から続く

「許可しなければなら
ない」が都道府県の担当
者を拘束しているが、逆
にこの機能が保証されな
ければ許可してはならな
いということだ。

雨が森林に降ると、そ
のうち樹木から蒸発散す
る量が三〇％、地下に浸
透し岩盤に入って地下水
になるのが二〇％、地下
に浸透し溪流に流れ出る
のが五〇％といわれる。

流出係数とは、表面を
流下する雨水の量のこと
をいう。森林は普通、流
出係数が〇・五。太陽光
発電施設ができたところ
では、降った雨はほぼ地
表を移動して溪流に流れ
るので〇・九〜一・〇。

この差があるから調整池
をつくって雨を貯めなけ
ればいけない。一方、事
業者はこの差を少なくし
たい。小さなダムにす
る、あるいは調整池をつ
くらなければ、その分コ
ストを減らせるからだ。

林地開発許可がこの部分
をちゃんと審査している
かどうかが問題になる。

メガソーラーが山を覆
うこの意味を考えてみ
る。樹木を皆伐・伐根し
て、土地を造成する。微
生物を含めて生態系は破
壊される。降った雨は蒸
発散も地下浸透もほとん
どすることなく、表面を
流れる。河川へ流出する
流量が三倍か、それ以上
に増える。斜面の土を侵
食して雨水が流れるの
で、川の水が濁る。地下
水位が低下し、井戸が枯

れる。地下水の供給が減
るので、温泉水量も低減
したり、場合によっては
枯れる。

さて、奈良県の平群メ
ガソーラー計画を見てみ
たい。まず、事業者が計
画地の水路の勾配を急傾
斜であるようにごまか
し、豪雨のさい流下能力
が高いとみなして、調整
池の造成工事を少ない金
額ですませるよう設計し
ていた。また、この調整
池容量では、五〇年確率
降雨によって水路に溢水
が発生する可能性があっ
た。これに対して奈良県
が林地開発許可を出し、
住民が訴えたが奈良地裁
は訴えを棄却した。奈良
県は林地開発許可の審査
能力不足といわざるをえ
ない。今年五月、敷地か
ら土砂流出が起こってい
る。

長崎県の宇久島メガソ
ラー計画では、事業者
は開発前の流出係数が〇
・六五〜〇・七五で、開
発後を〇・七にしてい
た。そして調整池はな
し、あるいはきわめて小

住民が声を
あげ阻止へ

再エネ連絡会・室谷氏

続いて全国再エネ問題
連絡会共同代表の室谷悠
子氏が発言に立った。室
谷氏は、一〇日の参議院
環境委員会で、参考人と
して全国の住民の声を伝
えたとのべた後、以下の
ように報告した。

大前提として、現在の
法律ではメガソーラーも

容量にしていた。実際に
は開発前〇・四、開発後
〇・九が妥当で、降った
雨の五割を貯める調整池
が必要だ。このままでは
豪雨時、集落に雨水が氾
濫するのは確実だ。

福島県の先達山メガソ
ラー計画では、事業者
は開発前の流出係数を〇
・七、開発後を〇・八と
し、調整池は降った雨の
一〇％を貯める機能でよ
いとしたり。私は実際に現
地に行き、残置林の表層
は保水力が高いことを確
認し、現在の四〜五倍の
調整池機能が必要だとい
う結論に達した。福島県
は現地確認せず、事業者
の計画を鵜呑みにしてい
た。

長崎県も福島県も、林
地開発許可の審査能力不
足といわざるをえない。

多くの県の審査能力不
足は明らかだが、林野庁
は許可権限は県にあり、
林野庁にはないという。
こつしたなかで、そもそ
も設計段階から災害発生
リスクが見逃されてい
る。

いる。

そのなかで環境影響評
価法は、住民にとって、
客観的な資料をもって事
業内容を知ることがで
き、自分たちの意見を伝
える貴重な機会を提供し
ている。しかし、環境破
壊を止める強制力はな
い。

環境影響評価法にもと
づく環境アセスは、これ
まで九〇八件がおこなわ
れており、その七割近く
が再エネだ。風力発電が
五七八件、太陽光発電が
二二件となっている。こ
の数は、欧米や中国、韓
国に比べて極端に少な
い。それは同法的一条が
「規模が大きく環境影響
の程度が著しいものとな
る恐れがある事業」に限
定されているからだ。

再エネの事業は、山の
尾根筋を削ったり、海で
も民家から二ギ程度と、
そもそも不適切な場所に
計画されることが多い。

諸外国のアセスは事業計
画地の変更や廃止を求め
ることができ、日本
のアセスはそうなってい
ない。

また、長崎県宇久島の
風力発電事業のように、
アセスの途中でいったん
中断し、一〇年以上経っ
て再開する事例が出てき
ている。青森県・岩手県
境のノソウヶ峠風力発電
事業も一〇年止まってい
たものが再開し、兵庫県
の新温泉風力発電事業も
七年止まっていたものが
再開した。私たちはアセ
スに期限をもうけ、手続
きの廃止や再調査を命じ
られる制度にするよう求

めている。

法律が機能しないとの
べたが、再エネ連絡会が
発足して四年経ち、各地
で計画が白紙撤回になっ
たという報告を受けてい
る。どうして計画が中止
になったかという点、住
民が声をあげ、問題意識
を持つ住民がなくなり、
輪を広げ、声を大きくし、
首長や議員を動かして、
規制条例をつくったり、
首長が反対を表明したと
ころでそうなっている。

ないという態度を続けて
いる」とのべた。
有吉氏は昨年末、全国
再エネ連絡会を介して、
秋田県に住む風車病に苦
しむ秋田S男氏と知り合
い、症例報告と医証を書
くことになった。S男氏
は、家の三方を風車に囲
まれ（いずれも二ギ程
度）、二〇二〇年頃から
夜間に「グウングウン」
という音とともに激しい
動悸や睡眠障害を抱える
ようになり、ひどいとき
は自宅から一五ギ離れた
道の駅で車中泊をしたり
していた。しかし、自治
体や事業者に訴えても相
手にされず、地元医師の
処方する薬も効かなか
った。

被害者と解
明に取組む

宇久島医師・有吉氏

三人目は、長崎県佐世
保市の離島・宇久島で長
く医師として働いてきた
有吉靖氏が「風車病の処
方箋」と題して報告をお
こなった。

有吉氏は、「風車病と
は、風力発電機から生じ
る超低周波音により、住
民に動悸やめまい、頭痛
などを引き起こし、ひい
ては睡眠障害を発生させ
る症候群であり、公害
だ。すでに一九九〇年、
内科医である汐見文隆医
師が指摘している。特徴
は、発病する人とそうで
ない人がいること、発病
まで数週間から数カ月か
かることで、WHOはま
だ病名を認めていない。
日本の環境省は、風車の
低周波音と健康被害との
間に因果関係は認められ

ないという態度を続けて
いる」とのべた。
有吉氏は昨年末、全国
再エネ連絡会を介して、
秋田県に住む風車病に苦
しむ秋田S男氏と知り合
い、症例報告と医証を書
くことになった。S男氏
は、家の三方を風車に囲
まれ（いずれも二ギ程
度）、二〇二〇年頃から
夜間に「グウングウン」
という音とともに激しい
動悸や睡眠障害を抱える
ようになり、ひどいとき
は自宅から一五ギ離れた
道の駅で車中泊をしたり
していた。しかし、自治
体や事業者に訴えても相
手にされず、地元医師の
処方する薬も効かなか
った。

有吉氏は、「私はS男
氏の医証に、『自宅付近
の風力発電機が動悸や睡
眠障害の原因である可能
性が非常に高い。確定診
断は、本患者住宅三ギ以
内の風力発電機を数日
間、夜間のみ運転停止す
ることで可能だ』と書い
た。今年一月、地元の人
の市議会議員の協力を得
て市と協議し、事業者か
らは一年分の風車の運転
状況も開示された。する
と風車の回転数の多さと
S男氏の症状がピッタリと
一致し、それを市職員や
事業者に示した。その事
業者は他の二事業者と話
し合い、この冬の二週間
の試験的夜間停止を考え
るといった」と発言し
た。その後、会場に来て
いたS男氏を紹介した。
続いて有吉氏は、医師
と物理学者とが連携し、
低周波被害者宅で超低周
波音を継続して測定し、
風車病を科学的に解明す
る「STOP風車病プロ
ジェクト」をおこなった
ため、クラウドファンディ
ングを開始したとのべた
【詳細は後日報道】。そ
して、連携相手のヤマガ
タ未来塾代表理事・梅木
千真氏を紹介した。

梅木氏は、「風車病の
原因である超低周波音の
実態を解明するには、聴
覚をもとに定義されたデ
シベル単位ではなく、圧
力の物理量であるパスカ
ル単位で音圧を定量測定
すべきであり、それに挑
戦したい」とのべた。